令和６年１２月

移動販売事業に係る業務委託事業者の募集要領

和束町　農村振興課

和束町では、高齢者等を中心に食料品の購入などに不便や苦労を感じる方の支援として移動販売事業を実施するため委託事業者の募集を行います。

≪委託内容≫

①移動販売事業で販売に関する全ての業務を委託する。

②和束町から無償で移動販売車輌の貸与を受け、食料品等の移動販売を町内全域を週1回以上行う。

③移動販売で販売する商品は、食料品全般とし、できる限り利用者の要望に応えるものとする。

④販売場所につきましては、各区民生委員、及び販売する地域との連携を図り地域コミュニティを尊重する。

⑤委託販売における事故、トラブルにおいては和束町へ報告するとともに自らの責任において解決する。

≪委託期間≫

委託期間は、委託契約日から令和７年３月３１日までとする。

≪移動販売に係る車輌の貸与≫

委託期間中は、移動販売を実施するための移動販売車輌１台を無償で貸与する。ただし、移動販売車輌の経費負担、管理等は次の通りとする。

① 維持修理

通常の維持点検費（税金・保険・車検・法定点検）及び消耗品費（オイル・タイヤ・ワイパー交換など）は和束町が負担する。

それ以外の修理費やガソリン代は委託事業者の負担とする。

② 管理責任

委託事業者は、移動販売車輌の引渡しを受けてから和束町に返還するまでの間、善良な管理者の注意義務をもって移動販売車輌を使用し保管する。

③ 日常点検整備

移動販売車輌について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検及び必要な整備を実施し、日々清潔に保たなければならない。

≪委託費≫

委託費として、委託事業者に月5万円を上限として支払う。

≪禁止行為≫

公の秩序又は善良の風俗に反する行為を禁止する。

≪事業の実施体制等≫

委託事業者は、本委託事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えるものとする。

①本事業の周知徹底

②本事業に関する問合せ、意見等の対応

③その他事業管理に必要となる事項についての対応

≪応募資格≫

①団体であり、定款、規則、会則等の定め等を有していること。また団体として独立した経理を行っていること、及び本事業の遂行に必要な人員を有するまたは確保することが可能である。

②本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

③移動販売事業を実施する上で、法令等の改正があった場合、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築できること。

④暴力団排除条例（平成２３年和束町条例第１２号）に規定する者に該当しないこと。さらに、その者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

≪応募方法≫

事業の応募に必要な書類を、公募期間内に持参または郵送により、和束町農村振興課に提出する。

（1）公募期間 令和６年１２月２５日（木）～令和７年１月１０日（金）17 時必着

但し、期限までに選定基準を満たす事業者の応募がない場合は延期する場合がある。

（2）提出書類

①移動販売事業応募用紙

（3）提出方法及び提出にあたっての注意事項

①持参する場合の受付時間は、平日の9 時から17 時までとする。

②郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。（期限必着）

③提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず変更または取り消しを

行うことはできない。また返還も行わないものとする。

④応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は無効とする。

⑤虚偽の記載をした応募書類等は無効とする。

⑥応募書類等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

（4）応募先及び質問の受付先

〒619-1202 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2

和束町農村振興課

電 話 0774-78-3008 ＦＡＸ 0774-78-2799